

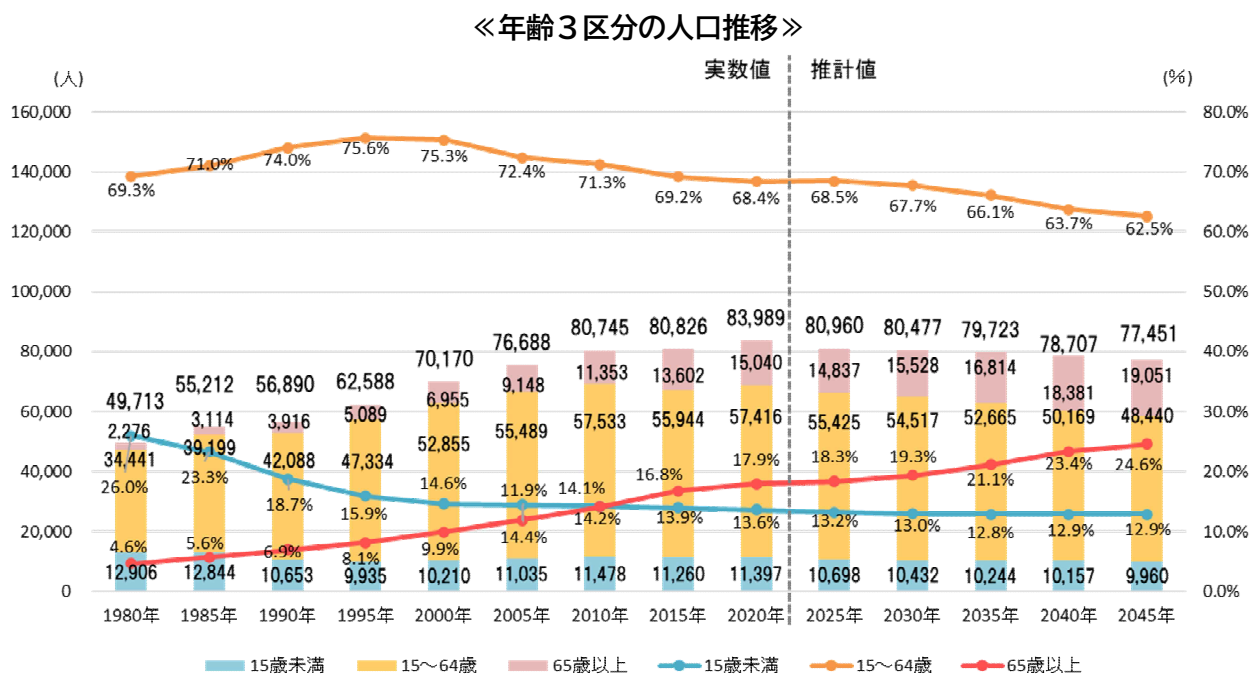
和光市における都市構造の現状

(1) 人口

1) 人口の推移

①人口推移

- 本市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という。）の推計によると、2020年の8万4千人をピークに今後は緩やかな減少に転じる見込みです。
- 年齢区分別にみると、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向が続いています。一方、65歳以上の高齢者人口は一貫して増加する見込みで、65歳以上の高齢者人口割合は2020年では17.9%ですが、2045年には24.6%まで増加する見込みです。

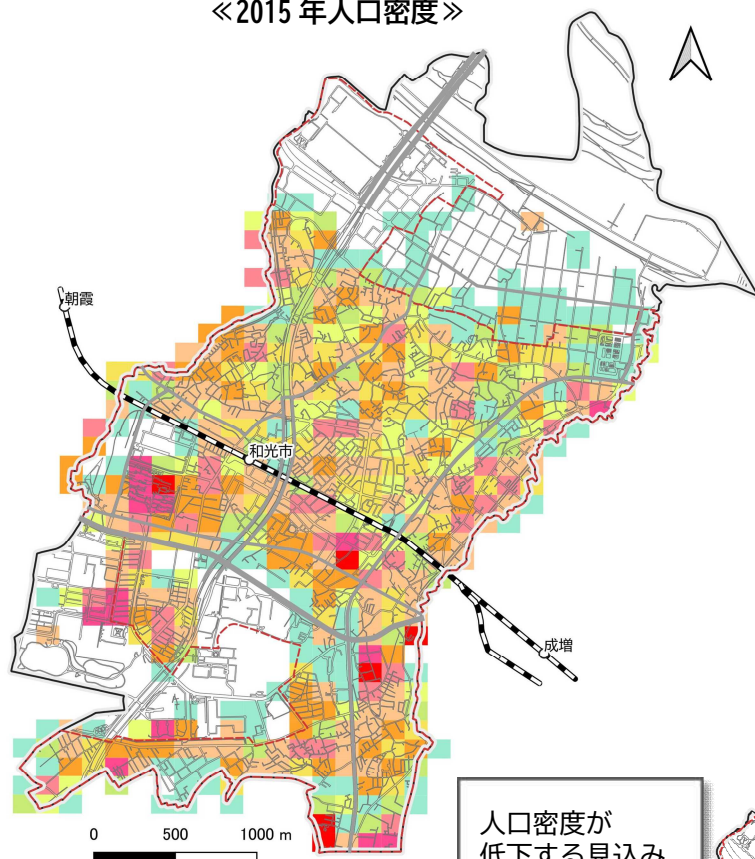


出典：(実績値) 各年国勢調査、(推計値) 国立社会保障・人口問題研究所

②人口密度

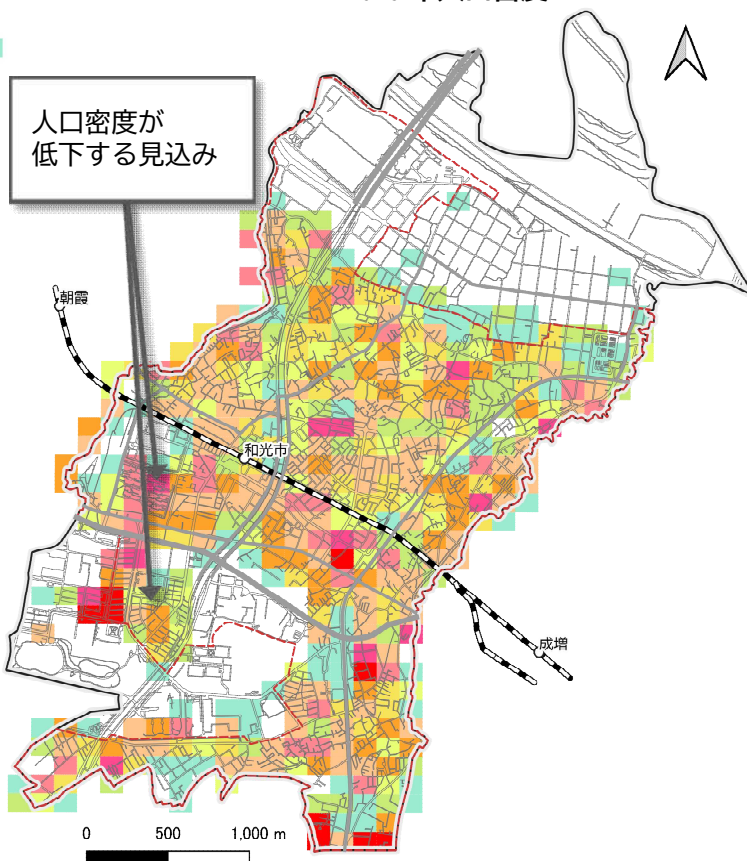
- 2015 年の市街化区域内の人口密度は、ほとんどの地域が既成市街地の基準と言われる 40 人/ha 以上となっています。100 人/ha 以上の地域も多く、高密度な市街地が形成されています。
- 2045 年においても、そのような場所では高い人口密度が維持される見込みです。一方、大規模な集合住宅や団地（シーアイハイツや西大和団地等）では、若干人口密度が低下する見込みです。

《2015 年人口密度》



出典：平成 27 年国勢調査

《2045 年人口密度》



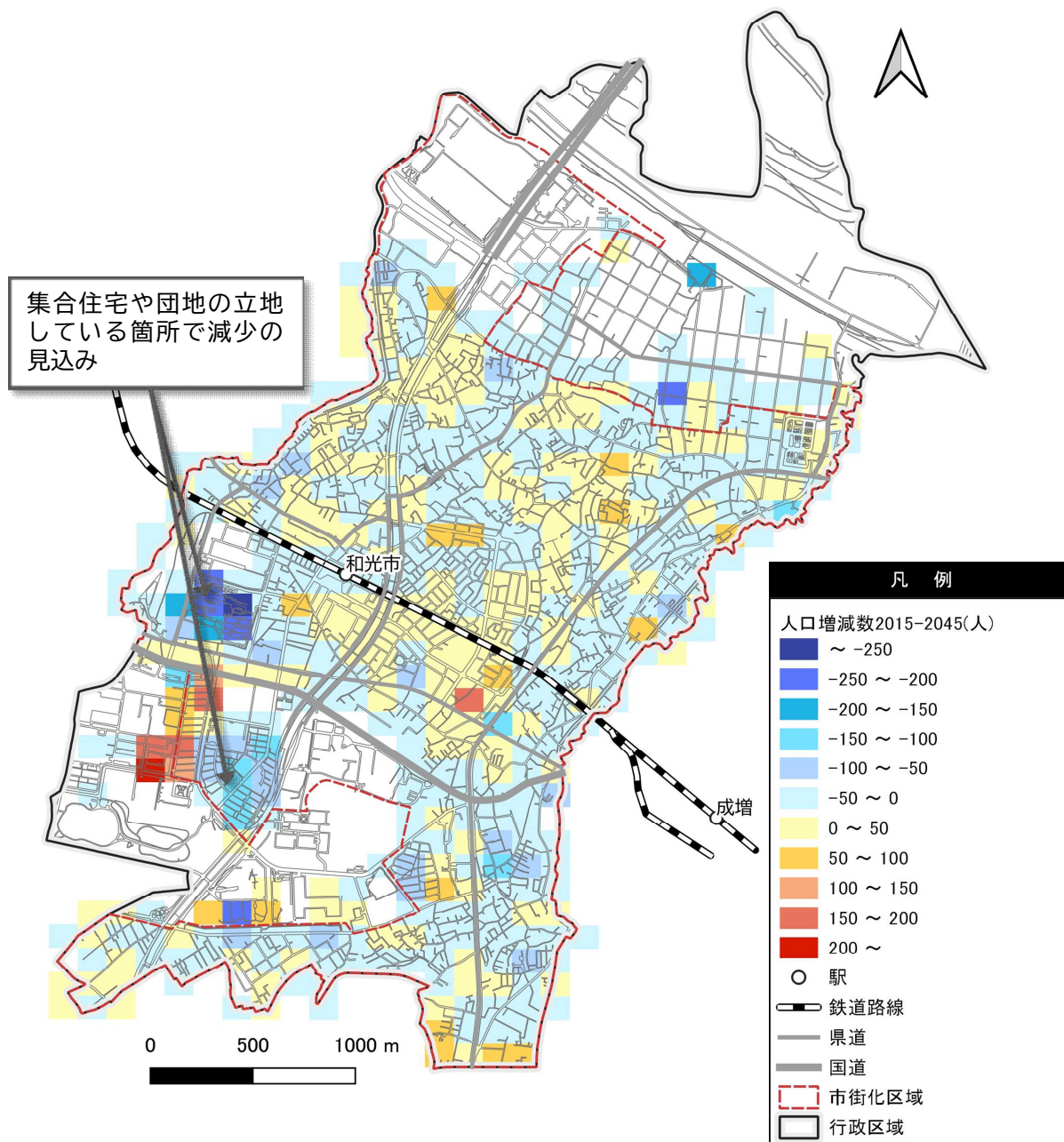
出典：国立社会保障・人口問題研究所

凡 例	
人口密度(人/ha)	
	40未満
	40 ～ 60
	60 ～ 80
	80 ～ 100
	100 ～ 150
	150 ～ 200
	200 ～ 300
	300 ～ 400
	400以上
	駅
	鉄道路線
	県道
	国道
	市街化区域
	行政区域

③人口増減数

- 市の総人口は、2015年実績値と2045年社人研推計値では緩やかな減少傾向で推移する中、人口増減にはバラつきがみられます。
- 広沢小学校周辺や鉄道沿線の町丁目では増加見込みの一方で、建てられてから一定の年数が経過した大規模な集合住宅や団地が立地する町丁目の一部等では減少見込みです。

《2015年～2045年人口増減数》

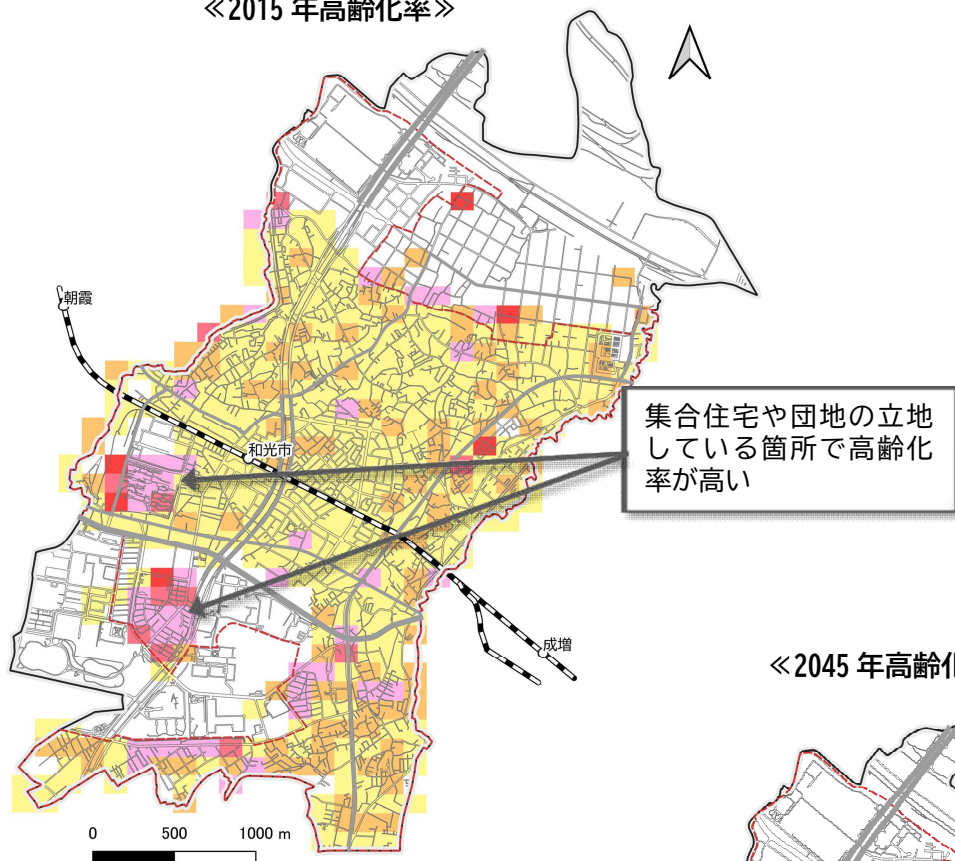


出典：（実績値）平成27年国勢調査、（推計値）国立社会保障・人口問題研究所

④高齢化率

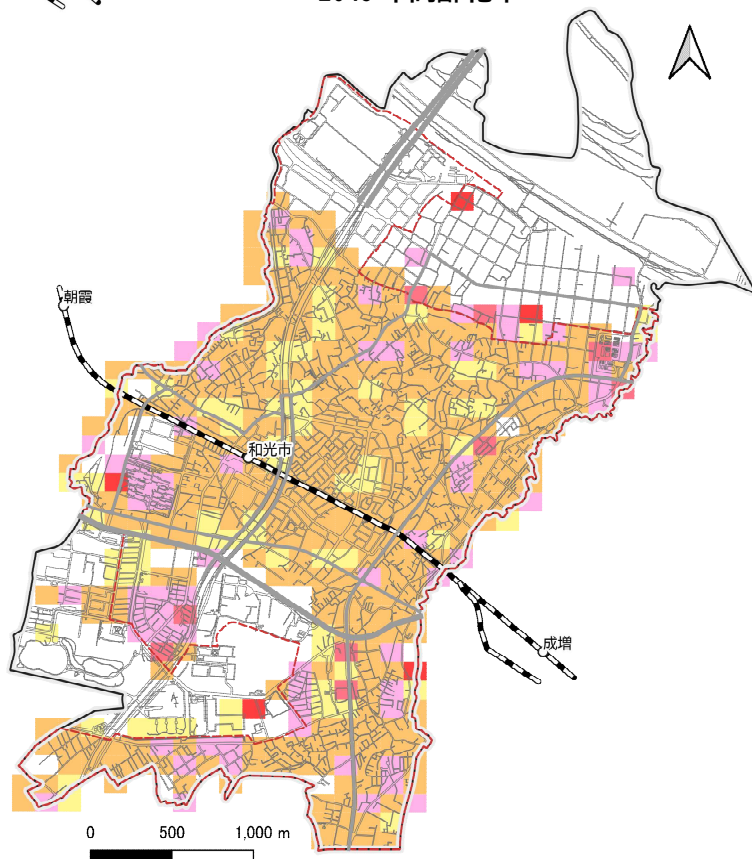
- 2015 年の高齢化率（65 歳以上の人口比率）は、多くの地域が 20%以下となっていますが、建てられてから一定の年数が経過した大規模な集合住宅や団地では、建築当時の入居者の高齢化に伴い 30%を超える高齢化率となっています。
- 2045 年になると、ほとんどの地域で高齢化率が 20～30%となる見込みです。

《2015 年高齢化率》



出典：平成 27 年国勢調査

《2045 年高齢化率》



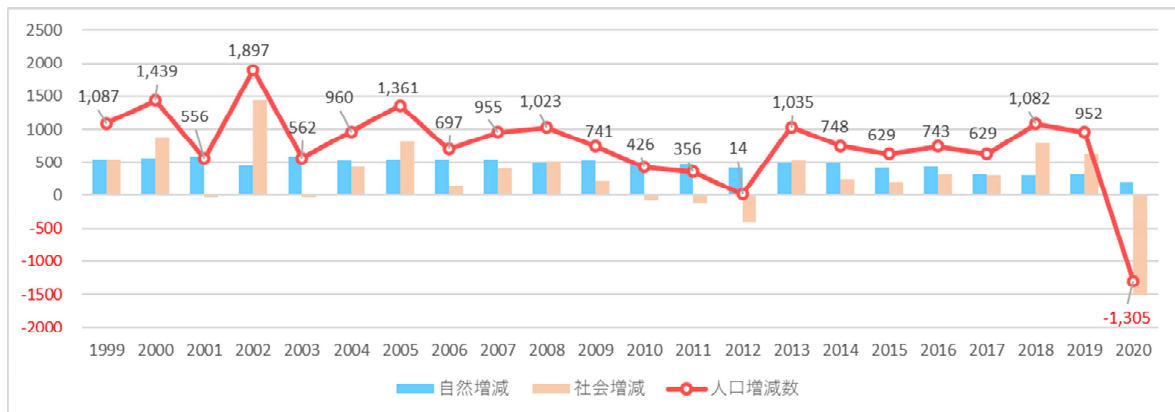
出典：国立社会保障・人口問題研究所

凡 例	
高齢化率(%)	
	20未満
	20 ～ 30
	30 ～ 40
	40 ～ 50
	50以上
	○ 駅
	鉄道路線
	県道
	国道
	市街化区域
	行政区域

2) 人口動態

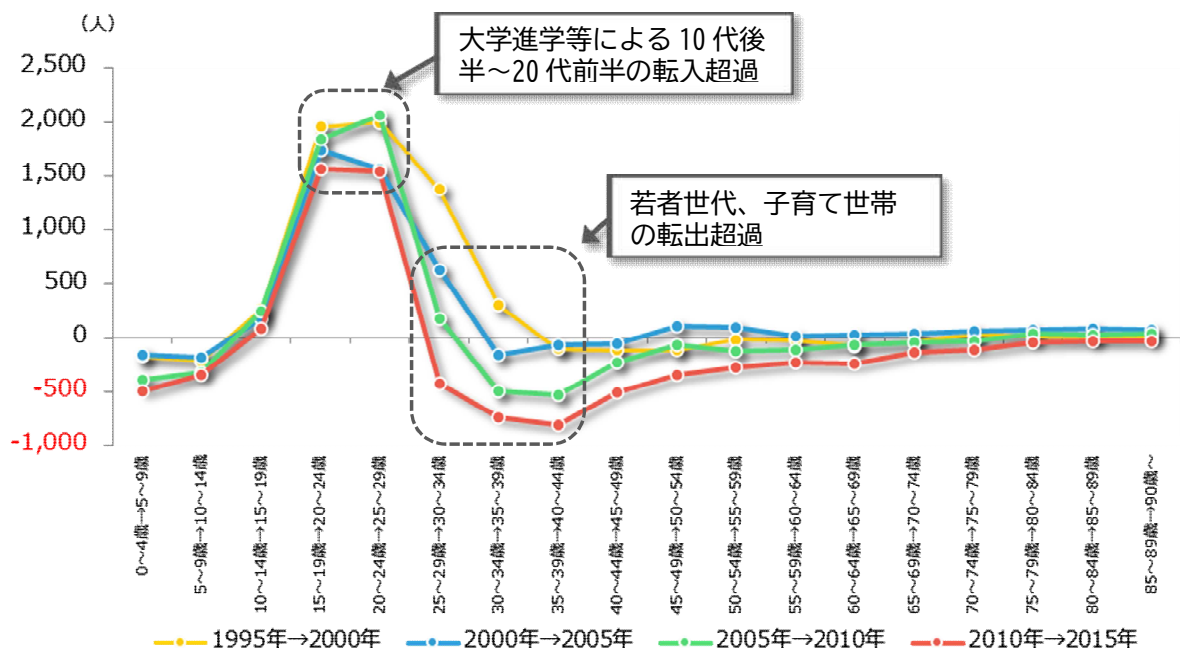
- 本市の人口動態として、自然増減は近年減少傾向にあるものの、毎年 200～400 人規模の増加となっています。一方、社会増減は 2013 年以降では毎年 200～700 人規模の増加となっていました、2020 年には 1,500 人規模の社会減となっています。
- その結果、2013 年以降は毎年 600～1,000 人規模の人口増となっていました、2020 年には 1,300 人規模の人口減となっています。
- 年代別の純移動数の推移をみると、大学進学等の影響により 10 代後半～20 代前半は高い転入超過の傾向を示しており、賃貸を中心とした世代からは交通利便性など居住地として評価されていると言えます。一方、20 代～30 代については年々転出傾向が強まっており、住宅購入の検討を契機とした転出傾向が伺えます。

《人口動態の推移》



出典：統計わこう

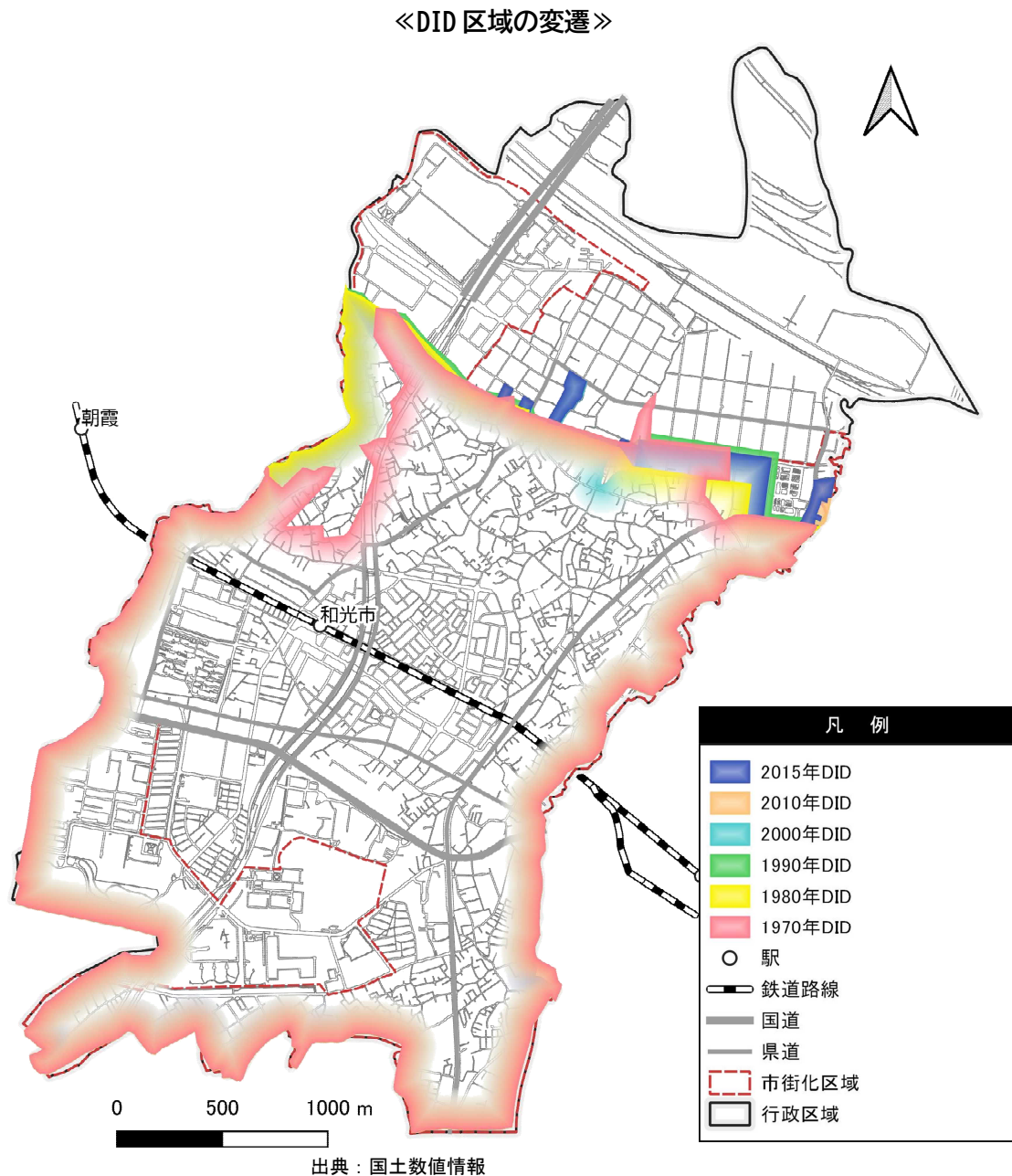
《年齢5歳階級別純移動数の推移》



出典：総務省国勢調査 ※RESASにて作成

3) 人口集中地区の変遷

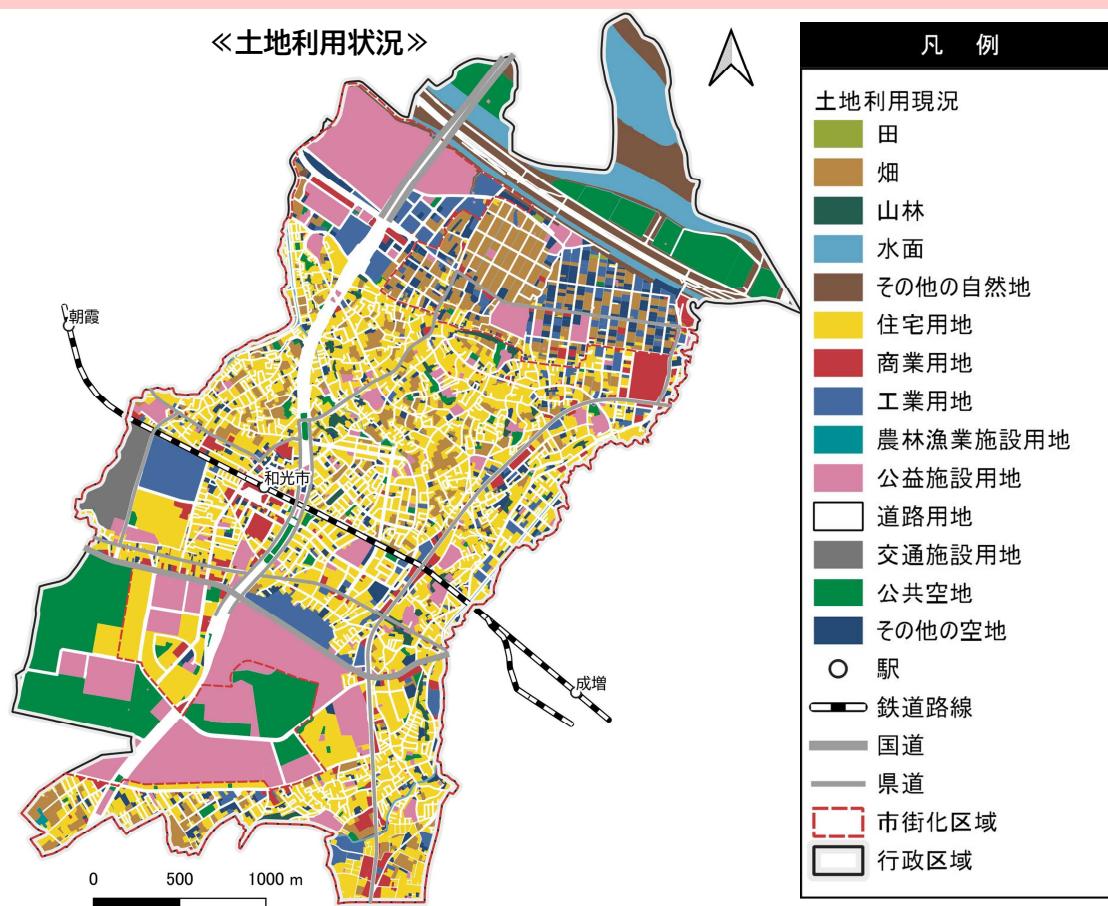
- 本市の人口集中地区（DID）は、高度経済成長期の人口増加に伴い、1970年時点で既に北部の自然的土地利用及び産業系土地利用を除く範囲が人口集中地区となっており、それ以降、成熟した住宅地形成がなされてきました。



(2) 土地利用

1) 土地利用の状況

- 市全体のうち、住宅・商業・工業・公共施設用地等の都市的土地利用が約 77%、農地・山林・河川等の自然的土地利用が約 23%となっています。
- 市街化区域内では、都市的土地利用が約 91%、自然的土地利用が約 9%なのに対し、市街化調整区域は都市的土地利用が約 51%、自然的土地利用が約 49%となっています。
- 市街化区域の土地利用現況としては、住宅用地が中心となっています。



《土地利用の面積》

	都市的土地利用					自然的土地利用 (ha)	合計 (ha)
	(ha) 住宅用地	(ha) 商業用地	(ha) 工業用地	小計 (ha)	その他 (ha)		
市街化区域	281.7 (38.4%)	34.5 (4.7%)	49.3 (6.7%)	365.5 (49.9%)	299.2 (40.8%)	68.3 (9.3%)	733.0 (100.0%)
市街化調整区域	7.2 (1.9%)	3.6 (1.0%)	11.6 (3.1%)	22.3 (6.0%)	167.9 (45.2%)	180.8 (48.7%)	371.0 (100.0%)
合計	288.9 (26.2%)	38.0 (3.4%)	60.9 (5.5%)	387.9 (35.1%)	467.0 (42.3%)	249.1 (22.6%)	1104.0 (100.0%)

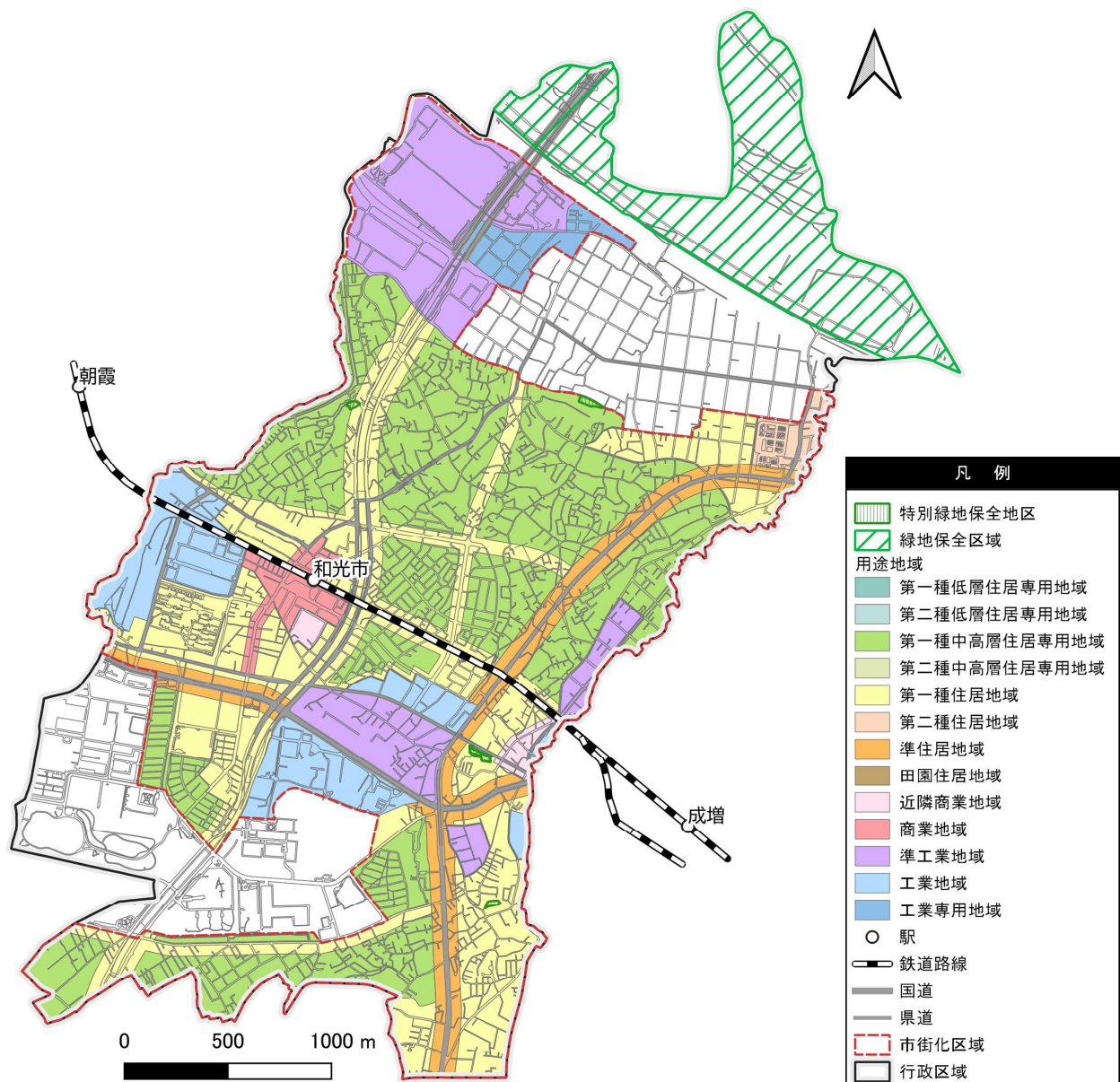
※構成比の数値は、四捨五入しているため、個々の集計値の合計は必ずしも 100% とならない場合がある。

出典：令和 2 年都市計画基礎調査(図を一部加工)

2) 地域地区等の法規制

- 本市の用途地域は、13種類の用途地域のうち9種類が指定されており、住居系用途地域を主として、駅周辺において商業系用途地域が指定されています。
- 工業系用途地域は新倉、本町、中央及び広沢、白子の一部で指定されています。
- 都市緑地法第12条に基づく、特別緑地保全地区が4地区指定されており、良好な自然環境の保全・育成が図られています。
- 首都圏近郊緑地保全法に基づく、緑地保全区域が新河岸川以北一帯に指定されています。

《地域地区等法規制》

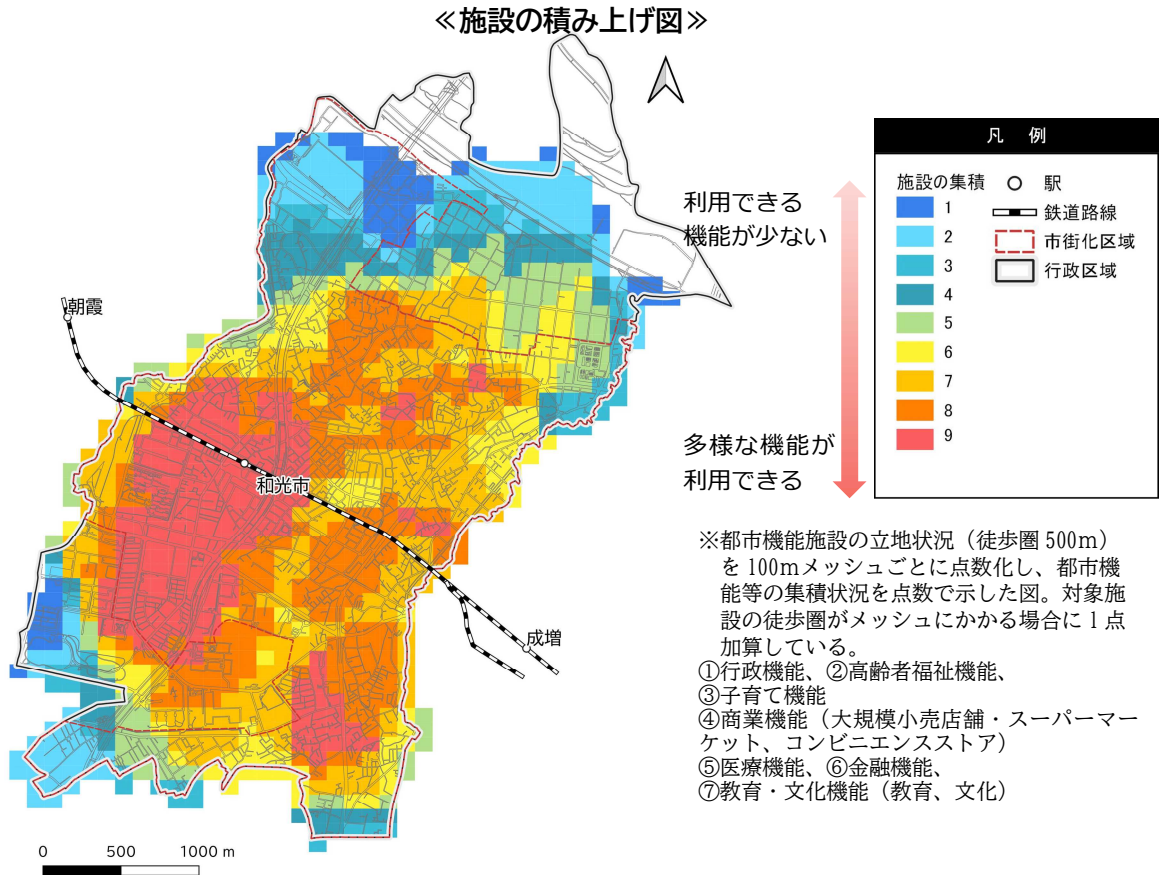


出典：和光市資料

(3) 都市機能施設

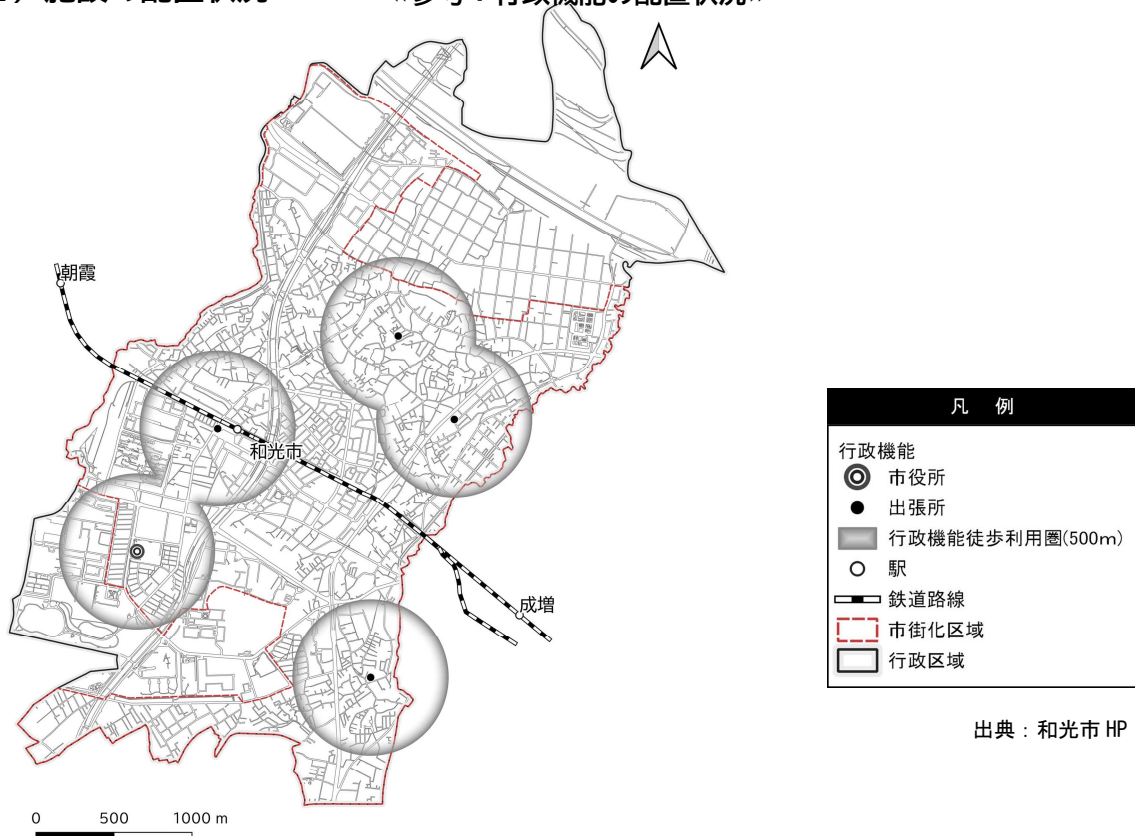
1) 施設の集積状況

■和光市駅～西大和団地周辺をはじめ、諏訪原団地周辺等に都市機能の集積がみられます。



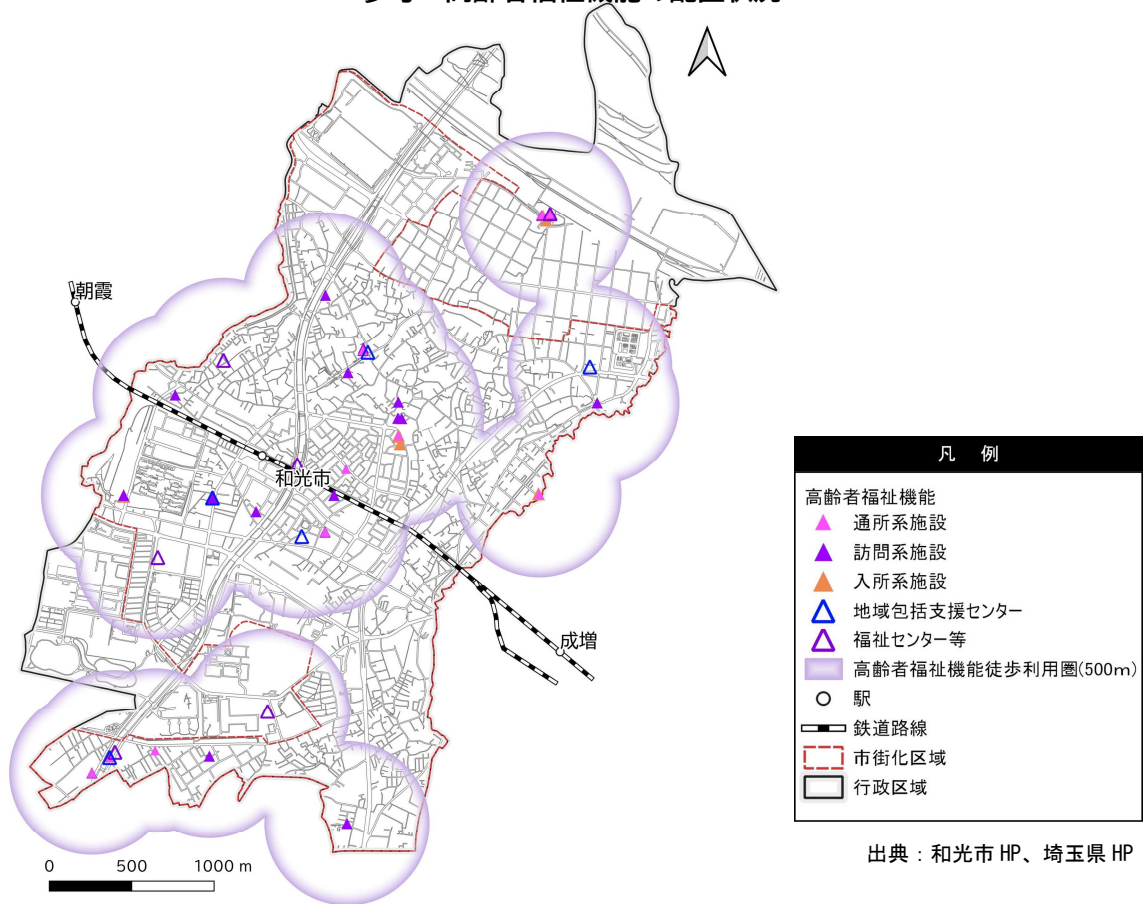
2) 施設の配置状況

《参考：行政機能の配置状況》

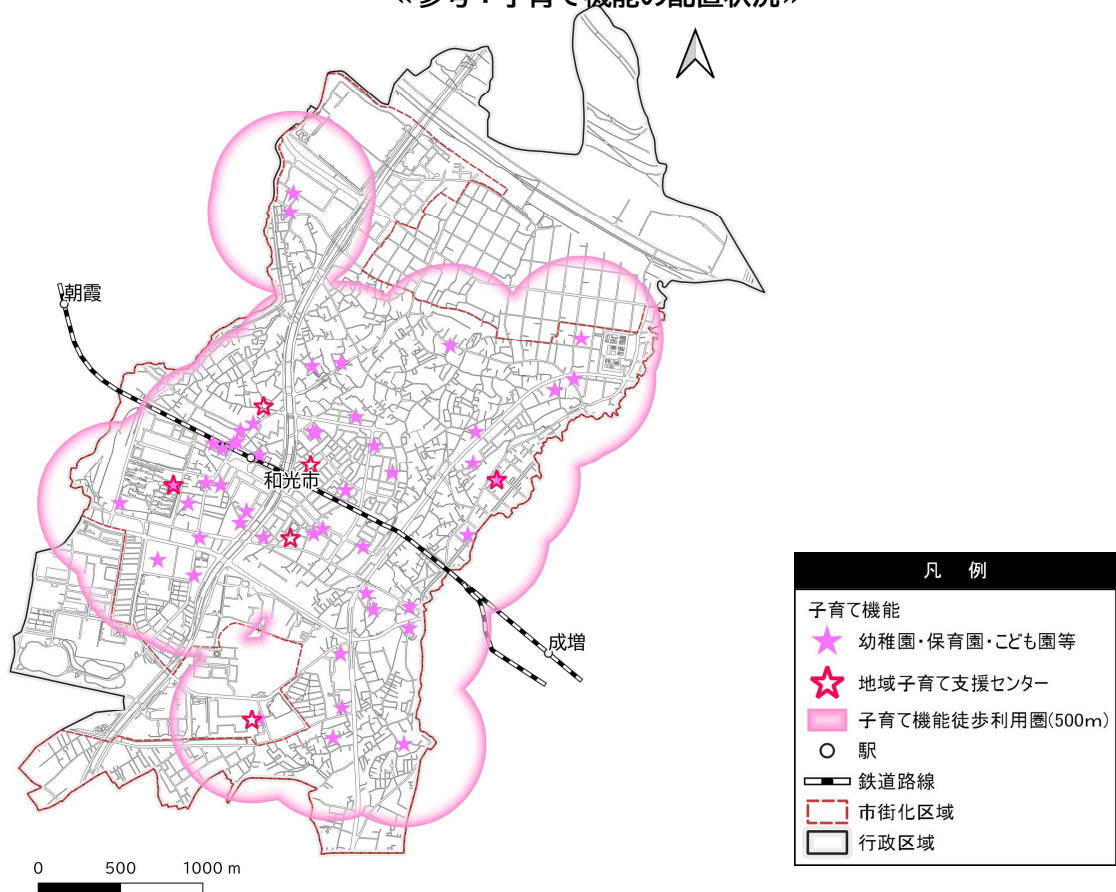


出典：和光市 HP

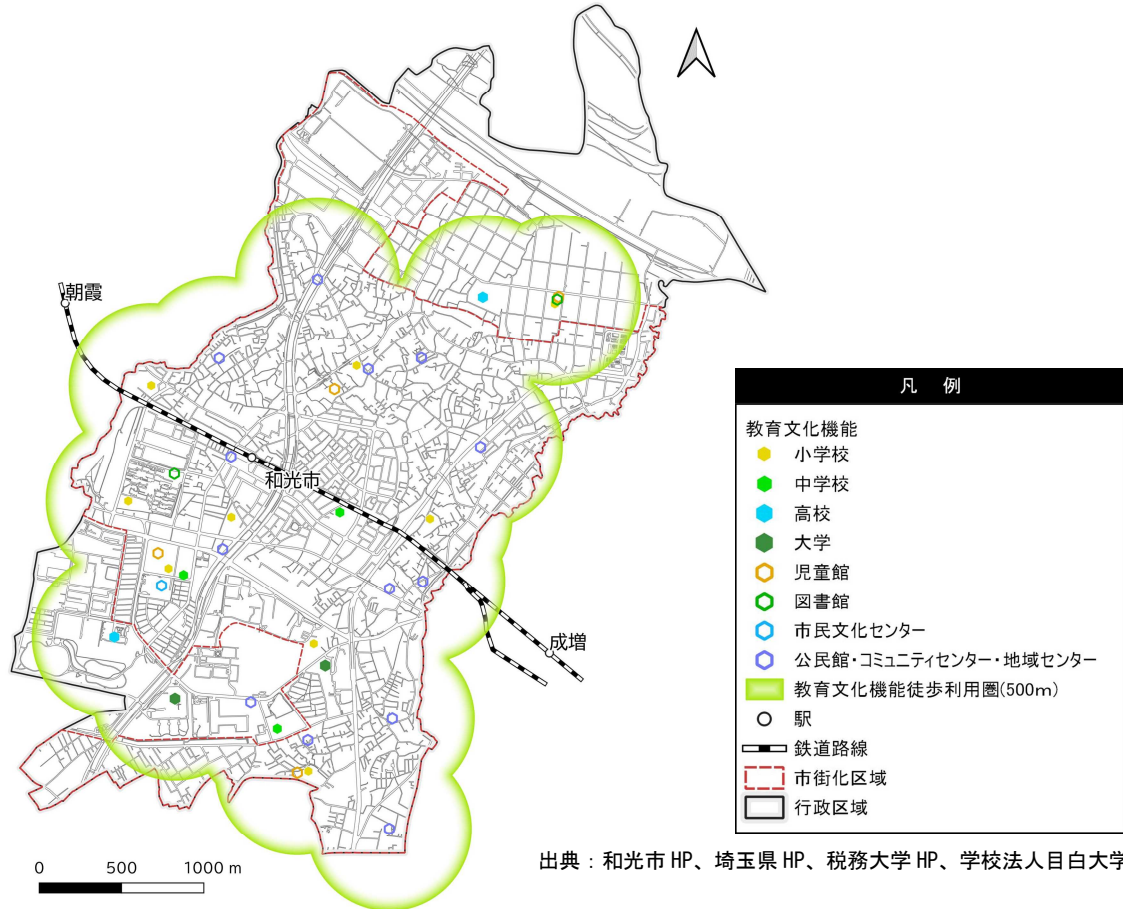
《参考：高齢者福祉機能の配置状況》



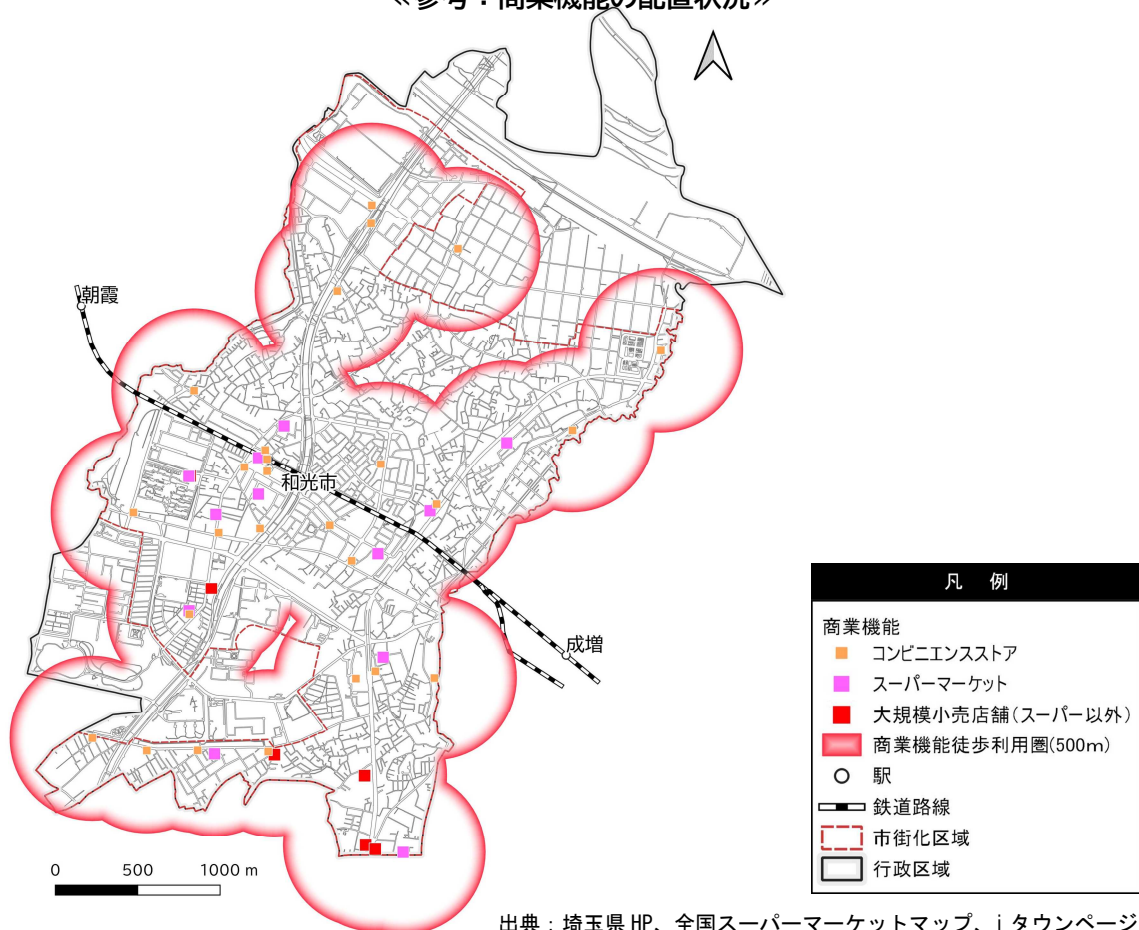
《参考：子育て機能の配置状況》



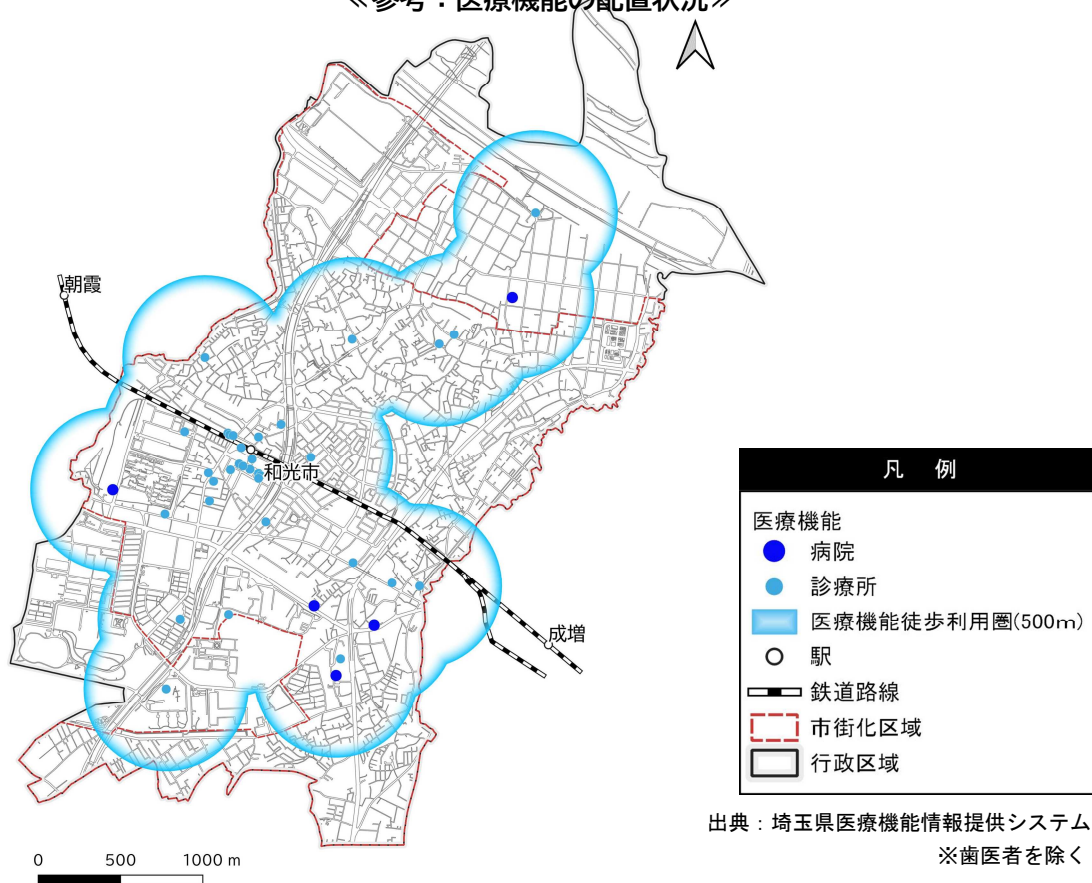
《参考：教育文化機能の配置状況》



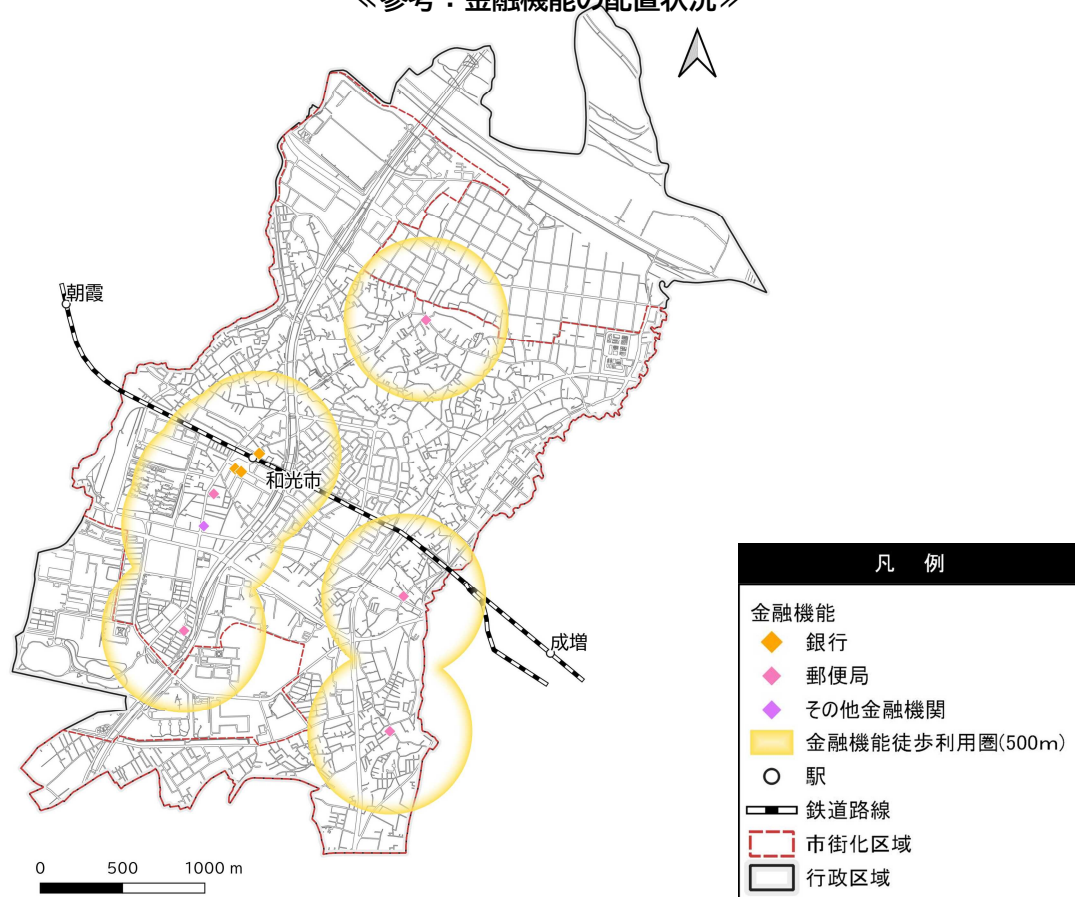
《参考：商業機能の配置状況》



《参考：医療機能の配置状況》



《参考：金融機能の配置状況》

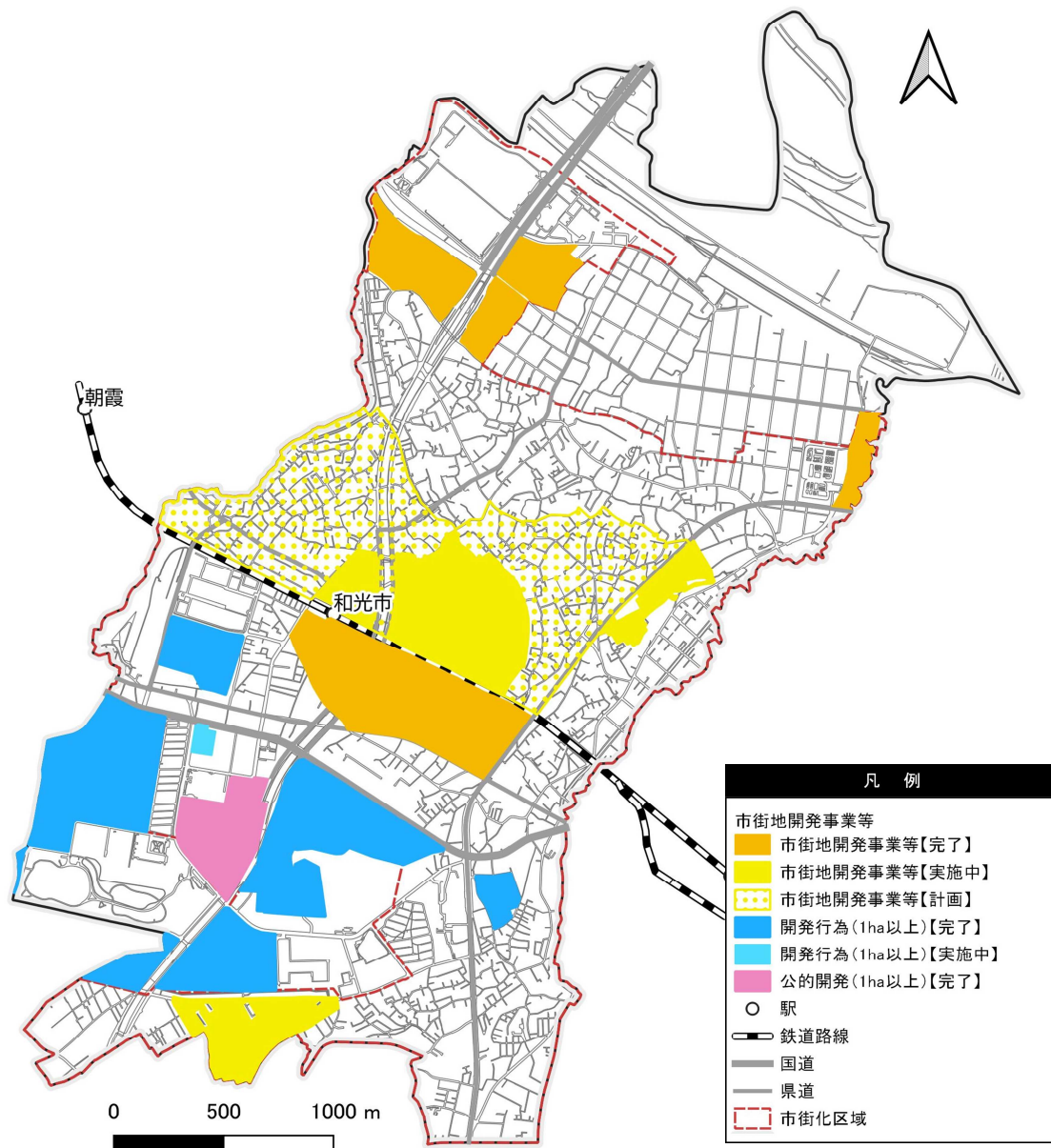


(4) 市街地整備

1) 市街地開発事業等

- 市内では、和光市駅北口、中央第二谷中、白子三丁目中央、越後山で土地区画整理事業が実施されています。
- 和光市駅北側地域は、1970年に中央土地区画整理事業として142haが都市計画決定されており、一部は事業を開始していますが、約105.2haについては未着手の状態となっています。

《市街地開発等状況》

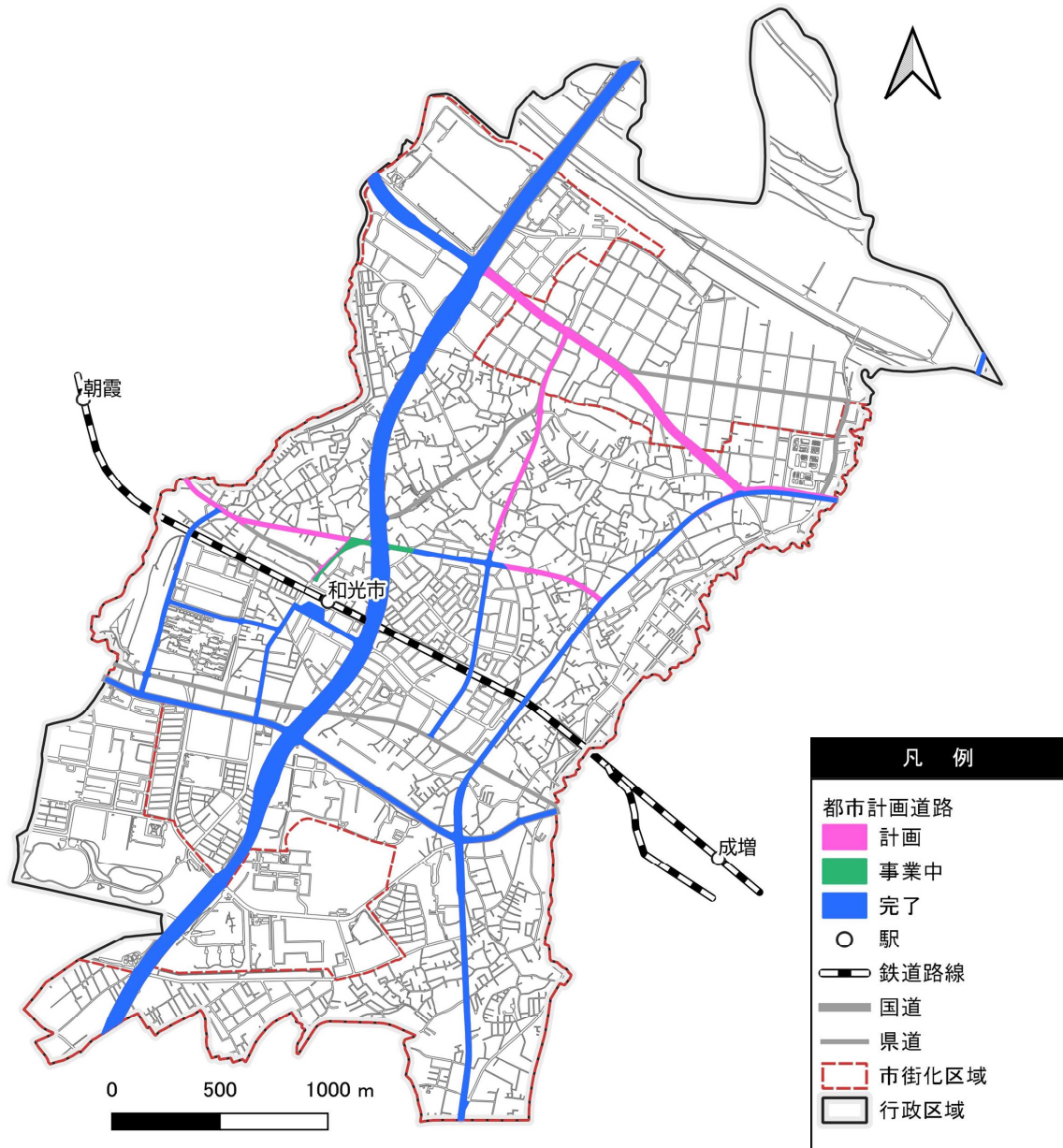


出典：令和2年都市計画基礎調査

2) 都市計画道路の状況

- 都市計画道路について、現在、3・4・2 宮本清水線と3・4・6 北口駅前線が事業中ですが、市北側は未整備区間が多くみられます。

《都市計画道路の整備状況》

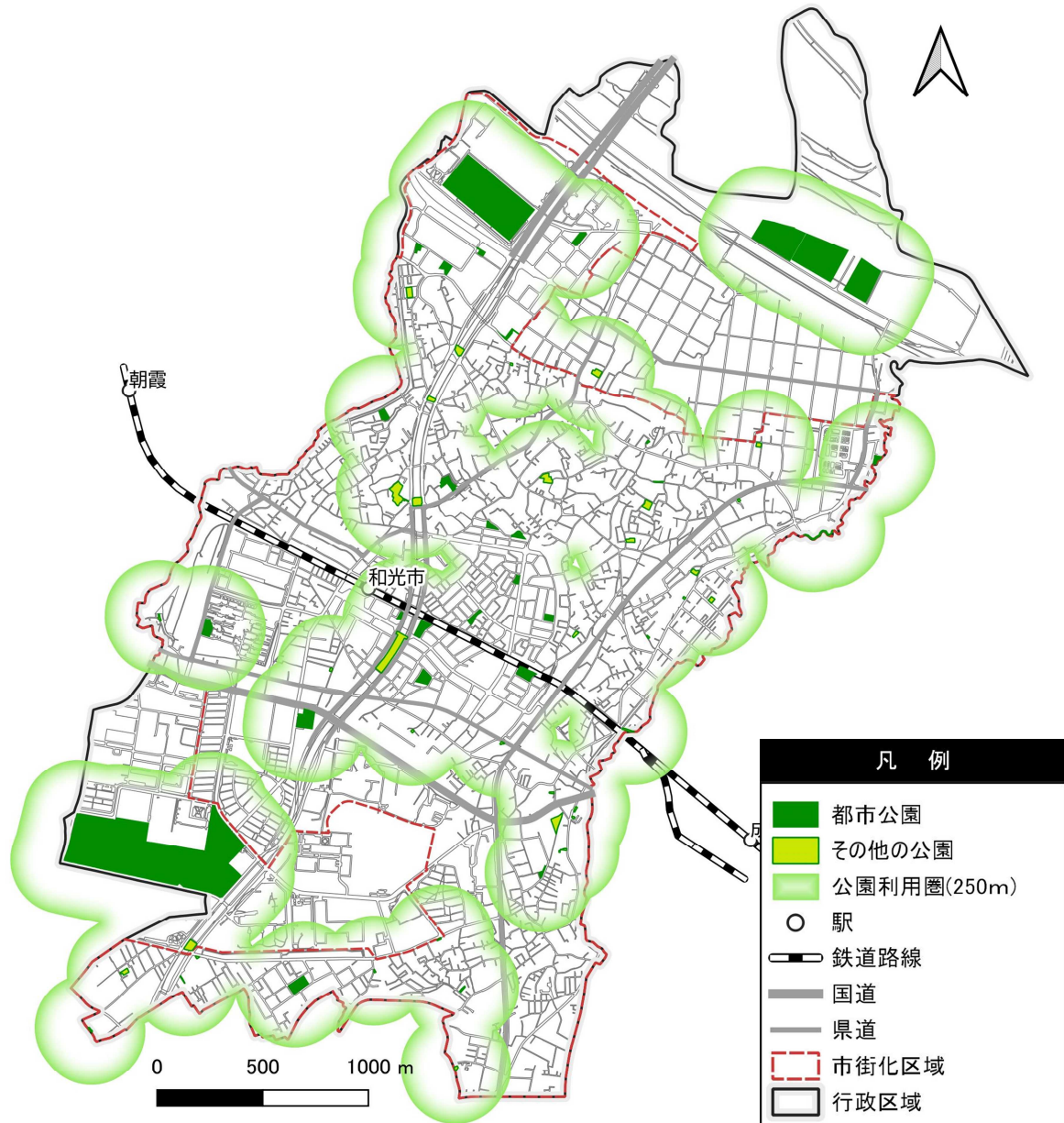


出典：和光市資料(2022年7月時点)

3) 公園の状況

- 市内には都市公園が 25 箇所、その他の公園が 39 箇所あり（2022 年 3 月末現在）、市街化区域内のほとんどの地域が公園利用圏に含まれています。

《公園の整備状況》



出典：和光市みどりの基本計画（2022 年 3 月策定）、和光市資料

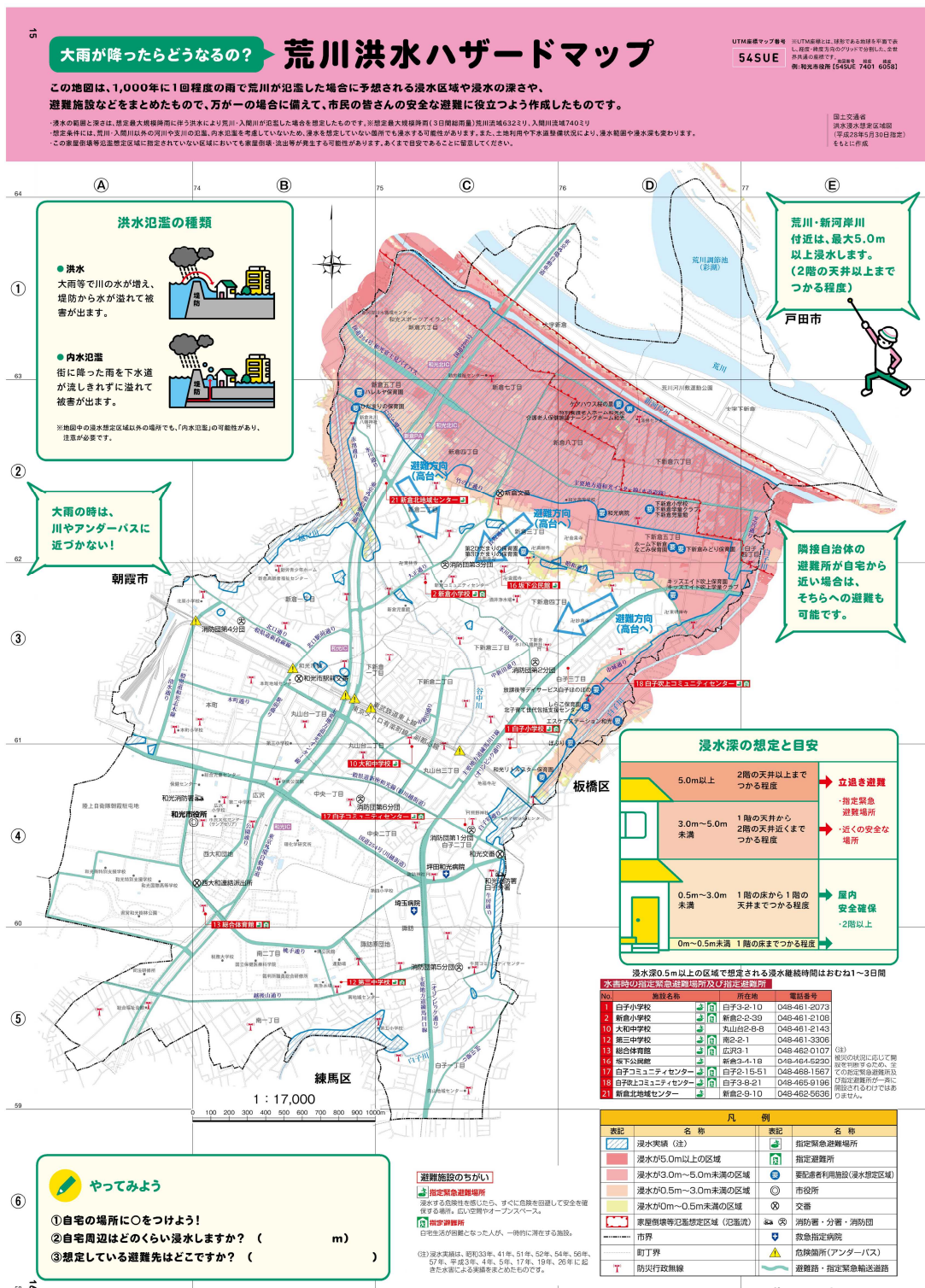
※250mは、一般的な住宅市街地における住区基幹公園の標準的な誘致距離

(5) 災害

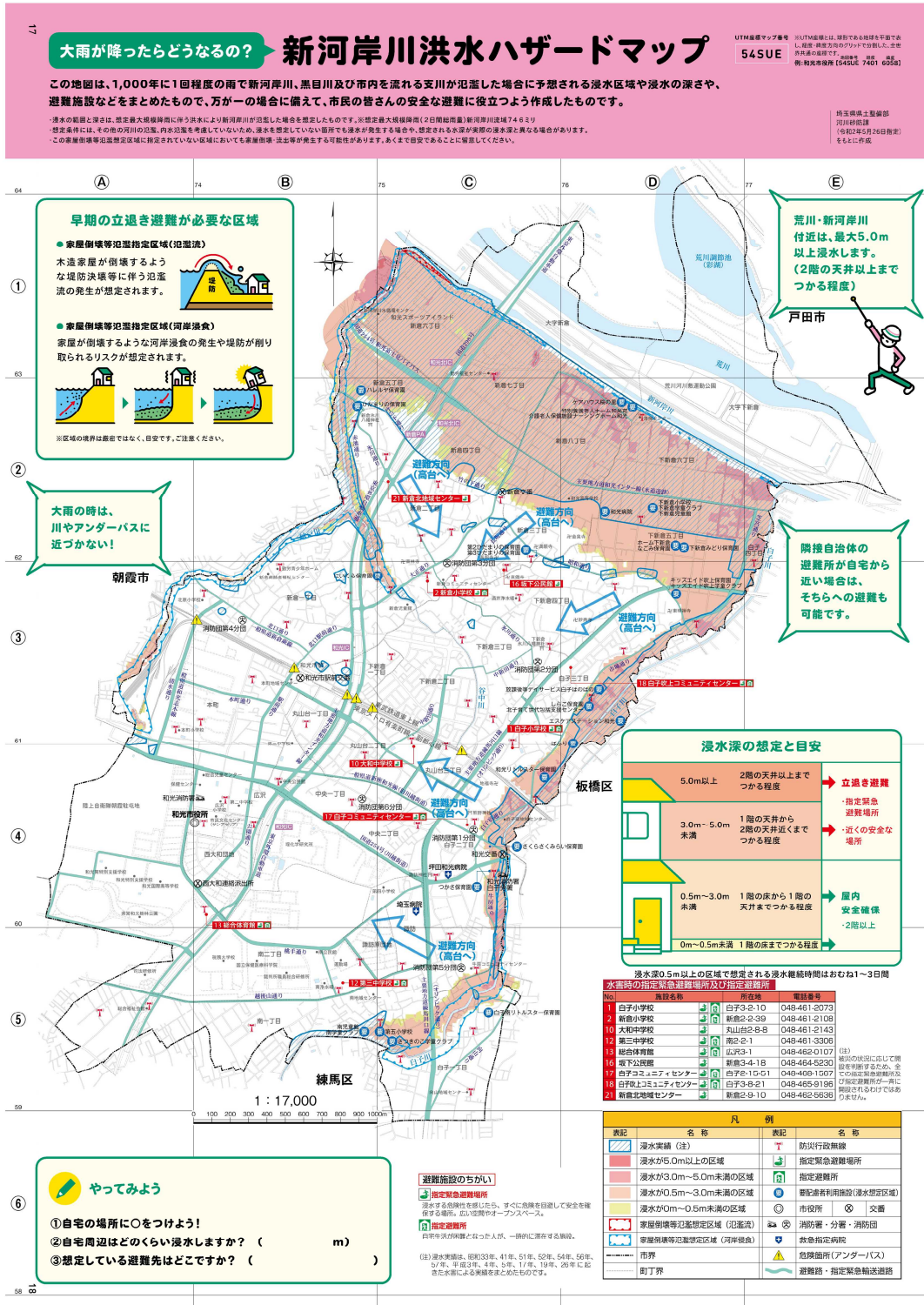
1) 洪水

- 地形上低地となっている市域の北部と東部の縁辺部は、ハザードマップにおいて浸水可能性のある区域（浸水想定区域）となっています。
- 浸水想定区域は、市街化調整区域及び工業系の地域に広範囲にわたっていますが、住宅地の一部にも浸水深が3mを超える地域や家屋倒壊等氾濫想定区域が指定されています。

「荒川洪水ハザードマップ」



≪新河岸川洪水ハザードマップ≫



出典：和光市 HP

2) 内水

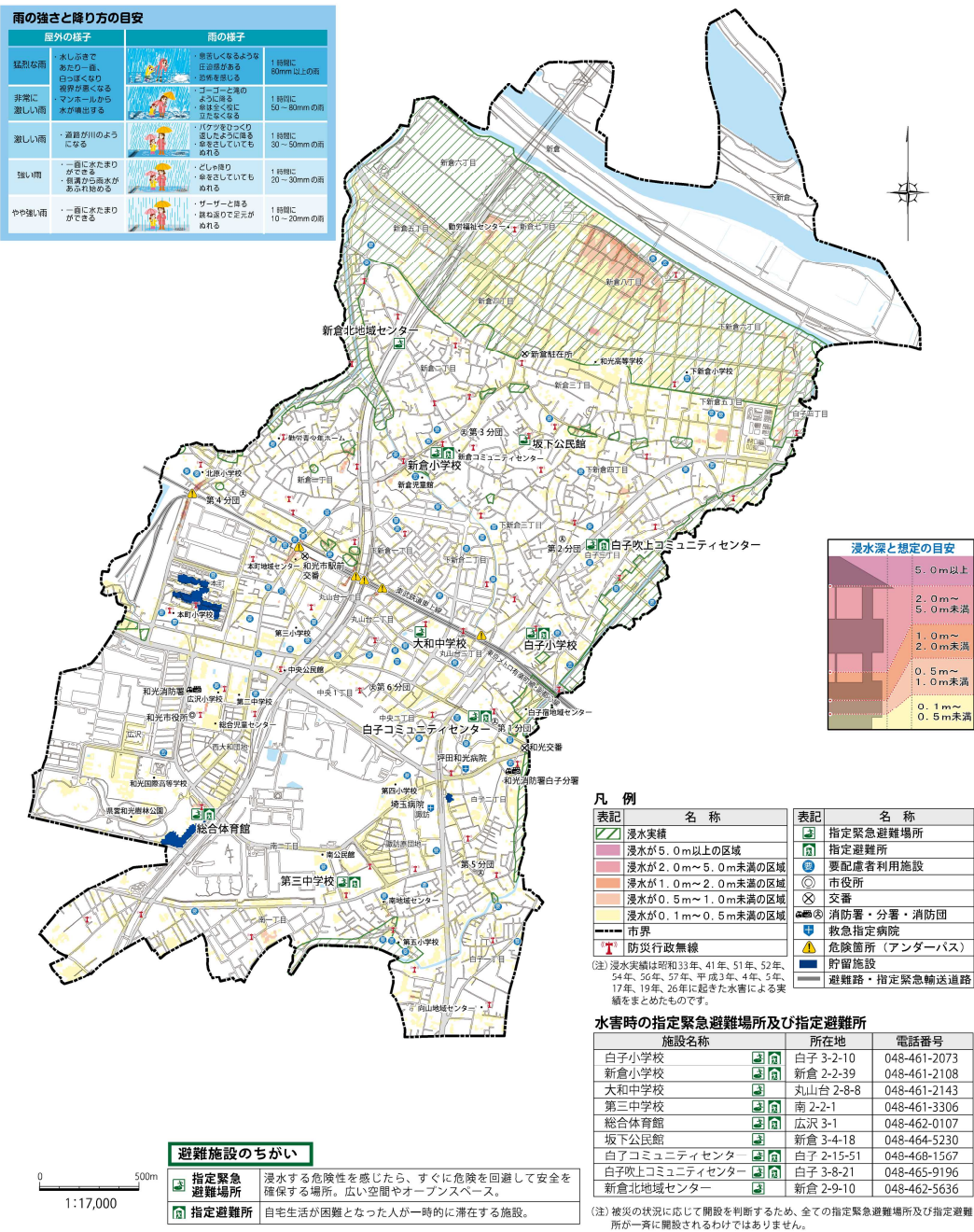
■内水（大雨で下水道や水路がいっぱいになり、マンホールなどから水があふれること）の可能性のある区域は、市内の広い範囲となっていますが、多くの浸水深が0.1～0.5m未満となっています。

≪内水ハザードマップ≫

内水ハザードマップ

この地図は、1,000年に1回程度の雨で内水が発生した場合に予想される浸水区域や浸水の深さや、避難施設などをまとめたもので、万が一の場合に備えて、市民の皆さんの安全な避難に役立つように作成したものです。

・内水：大雨で下水道や水路がいっぱいになり、マンホールや雨水溝などから水があふれること。
・洪水：大雨が降り続き河川の水位が上昇し、堤防を超えることや堤防が決壊することで河川の水があふれること。
・浸水の範囲と深さは、想定最大規模降雨に伴う内水により浸水が発生した場合を想定したものです。
※想定最大規模降雨：時間最大153mm、10分最大30mm、総雨量695mm
・想定条件には、河川への放流停止などを考慮していません。浸水を想定していない場所でも浸水する可能性があります。また、想定条件には、主な管きょ以外に下水道管きょを考慮していません。浸水を想定している場所でも浸水しない可能性があります。あくまで目安であることに留意してください。
・出典：数値情報モデル（国土地理院、2020年7月更新）を加工して作成



出典：和光市 HP

3) 土砂

■白子 1～3 丁目、新倉 2・3 丁目などに、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が指定されています。

《土砂災害ハザードマップ》

大雨が降ったらどうなるの？ 土砂災害ハザードマップ

UTM座標マッピング番号 国土地院には、居住する地域を年雷で表し、居住・建設方向のソフトで分析し、主要道路は赤線で示す。 印刷用：A3横置き（例）発行所：国土院（TEL：048-471-4670）

この地図は、大雨などによる土砂災害の危険がある地域を示したもので、万が一の場合に備えて、市民の皆さんの安全な避難に役立つよう作成したものです。

- 土砂災害防止法に基づき、平成27年3月24日に、埼玉県より和光市内の一部地域が土砂災害のおそれあるとして土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されました。
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に関するお問い合わせ先：埼玉県土木部都市計画課土砂災害対策課利用科担当 TEL:048-471-4670

(A)

大雨が降った際は、
土砂災害警戒区域等でもなくとも、
急傾斜地では注意が必要です。
地震発生時にも
気をつけましょう。

土砂災害防止法について

土砂災害防止法（正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」）は、土砂災害（けずれや土石流など）から国民の生命・身体を守るための法律です。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

朝霞市

板橋区

練馬区

1 : 17,000

避難施設の手配

①指定緊急避難場所 けずれ等の危険が生じたとき、すぐに危険を回避して安全を確保する場合、いっせいで開設・オープンスペース。

指定避難所

土砂災害の危険が生じた場合、一時的に滞在する施設。

土砂災害の被害を軽減するための対応策

No.	指定緊急避難場所	電話番号
17	白子コミュニティセンター	白子 15-51 048-468-1567
18	白子北コミュニティセンター	白子 3-8-21 048-465-8196
19	新倉コミュニティセンター	新倉 2-26-1 048-465-5521
20	新倉南コミュニティセンター	新倉 2-9-10 048-462-5636
21	新倉北コミュニティセンター	新倉 1-5-47 048-465-0785
22	新倉東コミュニティセンター	新倉 1-33-20 048-465-7501

(注) 被災状況に応じて開設を利用するため、全ての指定緊急避難場所及び指定避難所が一斉に開設されるものではありません。

土砂災害の種類

● げけ崩れ
雨や地震などの影響によって土の抵抗力が弱まり突然斜面が崩れ落ちる現象です。

和光市ではげけ崩れが対象です！

● 地すべり
緩やかな斜面で、滑りやすい地層に雨水などがしみ込み、その影響で地面が動き出す現象です。

● 土石流
山腹や谷底の土砂や岩石などが集中豪雨などによって一気に下流へと押し流れ出る現象です。

やってみよう

- ① 自宅の場所に○をつつけよう！
- ② 想定している避難先はどこですか？

土砂災害の危険度が高まった際には、気象庁から「土砂災害警戒情報」が発令され、市からは住民に対する避難情報が発令されます。

出典：和光市 HP